

●香川県告示第515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年11月13日から同年12月4日まで一般の縦覧に供する。

平成24年11月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 塩江屋島西線（30号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市西植田町字永惣7349番 地先から	前	4.0~24.3	492	道路改修事業による現 道拡幅
高松市西植田町字一里松7177 番4地先まで	後	7.8~63.9	492	